

第百六十九号議案

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

別表二十の項中「二万七千円」を「二万一千四百円」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「二万二千円」を「二万九千円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める部分は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条本文に規定する政令で定める日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定するほか、規定を整備する必要がある。

第百六十九号議案

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例